

# 鳥羽市障害者福祉計画・障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）（素案） 概要

## 基本理念

**ト**ライ **バ**リアフリー 鳥羽

～ 一人ひとりが輝き、こころ豊かに安心して暮らせる共生のまちをめざして ～

## 計画の全体像

第1章	<b>計画策定にあたって</b> 第1節 計画策定の趣旨 第3節 計画の期間	第2節 計画の位置づけ 第4節 策定の手法	
第2章	<b>鳥羽市の障がい者福祉の現状と課題</b> 第1節 統計からみる鳥羽市の状況 第3節 ヒアリング結果について 第5節 障がい児福祉サービスの状況	第2節 アンケート調査からみる鳥羽市の状況 第4節 障がい福祉サービスの状況	
第3章	<b>基本的な方向性</b> 第1節 基本理念 第4節 基本目標	第2節 計画の視点 第5節 計画の体系	第3節 本市における現状と課題のまとめ 第6節 重点的な取り組み
第4章	<b>計画の展開</b> 第1節 互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生のまちづくり 第2節 地域生活の安心を支える仕組みづくり 第3節 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 第4節 一人ひとりが輝くこころ豊かな暮らしづくり 第5節 安全・安心な環境づくり 第6節 相談体制・情報提供の仕組みづくり 第7節 行政サービス等における配慮の推進		
第5章	<b>鳥羽市障がい福祉計画（第7期）</b> 第1節 令和8年度末までの障がい福祉サービスの成果目標 第2節 障がい福祉サービスの見込み量		
第6章	<b>鳥羽市障がい児福祉計画（第3期）</b> 第1節 令和8年度末までの障がい児福祉サービスの成果目標 第2節 障がい児福祉サービスの見込み量		
第7章	<b>計画の推進に向けて</b> 第1節 計画の推進体制 第3節 鳥羽市地域自立支援協議会	第2節 計画の進行管理	

## 第2章 鳥羽市の障がい者福祉の現状と課題

### 人口・障がい者数の状況

- ・総人口は年々減少傾向
- ・世帯数は令和2年までは横ばい、令和3年以降は減少傾向
- ・身体障害者手帳の所持者数は減少傾向
- ・療育手帳の所持者数は増加傾向
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向
- ・難病患者、更生医療受給者は増減を繰り返しており、育成医療受給者は減少傾向
- ・精神通院医療の受給者は増加傾向
- ・特別支援学級の在籍者数について、小学校は増加傾向、中学校は減少傾向

### アンケート調査結果

#### ■市内在住の65歳未満の障がい者464名にアンケート調査を実施。155名（33.4%）の回答

- ・差別や嫌な思いを受けたと感じることのある方は、身体、療育、精神で5割程度と高く、3年前の調査と比較すると、身体で増加、療育で同等、精神で減少している。
- ・差別や嫌な思いを受けたと感じた場所は、「外出先」、「学校・仕事場」が多い。
- ・悩み等の相談先は、いずれの障がいにおいても「家族や親せき」が多い。
- ・今後の暮らし方は、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が多い。
- ・災害時に困ることは、身体で「避難場所まで行けない」、療育、精神で「福祉避難所が利用できるかわからない」が多い。また、精神では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」も多い。
- ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法、成年後見制度の認知については、いずれの障がいでも「全く知らない」が多いが、成年後見制度では、「知っている」の割合が増加している。

### ヒアリング調査結果

#### ■令和5年10月10日（火）～10月20日（金）の期間、市内の障がい当事者団体・障がい福祉サービス事業所の計25団体に計画策定に係るヒアリング（書面）調査を実施し、12団体から回答。また、10月18日（水）のしごと部会において、ヒアリング（対面）を実施。

- ・精神科や難病に対応した訪問看護や通院、費用のサポート等、医療を受けやすい環境が増えると良い。
- ・精神や身体面で不安を持った幼児や児童が増加傾向であるため、支援員の人員不足解消や人材育成強化等、児童発達支援の充実が必要。
- ・事業所の利用者の意向や能力と企業のニーズをマッチングさせるための機関が必要。
- ・仕事を退職された方が施設外就労への付き添いを担う等、事業所が持つ就労移行に関する課題である人員配置に対して、地域全体で緩和できる仕組みや取り組みが求められている。
- ・公共施設等のバリアフリー化は少しずつ進んでいるが、古い街並みが残る地域では障がい者や高齢者が生活しづらい状況だと思う。
- ・一般の方向けに、障がい者や高齢者への対応・配慮・理解を高めるための講座があれば良い。
- ・障がい者手帳を受け取った後のアフターケアの充実が必要。
- ・幼少期からの支援の充実させるためのサポートがあればと思う。
- ・障がい者の方が、気軽に話せたり、運動できる場を設けてほしい。
- ・障がい者や互助会を市民の方にもっと知っていただくため、他団体等との繋がりを強めたい。

## 第3章 基本的な方向性

計画の視点

### (1) 包括的な社会の視点

・障がいのある方の社会参加を阻んでいる物理的・心理的な障壁（バリア）を取り除き、誰もが、それぞれが持つ個性や能力を最大限に発揮することができるまちづくりを進めます。

### (2) 意思決定の視点

・障がいのある方が自ら選択・決定することができるよう、「意思決定支援ガイドライン」に基づいて、当事者の意思を反映したサービスの提供や支援を促進し、政策等の策定については、市民の主体的な参加を促進します。

### (3) 共生の視点

・障がいのある方のニーズや特性等、個々に応じた適切な支援ができるよう、関係機関との連携を強化し、地域でお互いを尊重し、支えあえる共生のまちづくりを展開します。

重点的な取り組み

### (1) 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実

・障がいのある方の地域生活を支援するサービスの量的・質的充実を目指して、日中活動の場等の充実を図るとともに、県や他市町とも連携し、地域生活支援拠点等の整備を推進します。  
・人材の確保や養成に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、医療ニーズや福祉サービスを提供できる体制を構築します。

### (2) 障がい児支援の充実

・身近な地域で質の高い療育支援を提供するため、「ほっぷファイル」「すてっぷファイル」を活用し、関係機関における情報共有と連携を図りながら、児童発達支援、保育所等訪問支援事業、相談支援等を充実させます。

### (3) 多様な就労支援の充実

・障がいのある方が充実した地域生活を送ることができるよう、各関係機関との連携を強化しながら情報発信に努め、本人の希望や適正にマッチングした就労支援体制の整備に努めます。また、社会参加・生きがいづくりができる環境整備を推進することで、余暇活動の支援の充実を図ります。

### (4) 権利擁護のための取り組みの推進

・権利擁護の観点において互いに人格と個性を尊重し、安心して生活ができるよう、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の周知を図り、利用しやすい環境の整備を推進するとともに、「成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）」について定めます。

計画の体系

基本目標	施策
1. 互いに人格と個性を尊重し、 支えあう共生のまちづくり	(1) 障がいを理由とする差別の解消 (2) 交流・ふれあい活動の推進 (3) 権利擁護の推進
2. 地域生活の安心を支える仕組みづくり	(1) 生活全般にかかる支援の充実 (2) 保健・医療の充実等
3. 障がいや疾病等で支援が必要な 子どもに対する福祉と教育の充実	(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実 (2) 学校教育の充実
4. 一人ひとりが輝くところ豊かな暮らし づくり	(1) 総合的な就労支援 (2) 障がい特性に応じた就労支援及び 多様な就業の機会の確保 (3) 生涯学習・文化芸術活動、スポーツ等の振興
5. 安全・安心な環境づくり	(1) 生活環境の整備と充実 (2) 防災や防犯等、安全・安心への取り組み
6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり	(1) 相談体制の充実 (2) 情報の利用しやすさ (情報アクセシビリティ) の向上
7. 行政サービス等における配慮の推進	(1) 行政機関等における配慮及び 障がい者理解の促進

## 第4章 計画の展開

基本目標1

互いに人格と個性を尊重し、  
支えあう共生のまちづくり

### (1) 障がいを理由とする差別の解消

・障がいを理由とする差別を解消するため、家庭、学校、地域等が連携し、市民一人ひとりが障がいのある方の置かれている社会的な課題や、障がい者福祉の理解を深める教育を推進します。

### (2) 交流・ふれあい活動の推進

・イベントや各種活動を通じて、障がいのある方もない方も、身近な地域内で交流を深められる機会を創出する中で、市や障がい者当事者団体主催するイベントへの工夫を図ります。また、地域の交流や支え合いにつながるようボランティア活動への参加を促進します。

### (3) 権利擁護の推進

・障がいのある方が人格と個性を尊重され、安心して生活を送るためには、意思決定支援・身上保護に基づいた成年後見制度に対する支援体制の充実が必要です。  
・成年後見制度の内容を認知している人の割合は3割に満たない結果となっているため、制度の周知啓発を促進するとともに、鳥羽市成年後見センターぬくもりを中心とした利用促進のための取り組みを実施します。

基本目標2

地域生活の安心を  
支える仕組みづくり

### (1) 生活全般にかかる支援の充実

・障がいのある方の安定した在宅生活を支援するため、生活介護事業や就労系事業、日中一時支援事業等、様々なニーズに対応した日中活動の場、短期入所等の充実を図ります。  
・保健・医療・福祉の関係者の情報共有や情報交換を図ることにより、医療ニーズに柔軟に対応することができる体制や障がい福祉サービスを提供できる体制の構築を進めます。

### (2) 保健・医療の充実等

・健康を維持・増進し、障がいのある原因となる疾病を予防するために、市民一人ひとりが主体的な意識で健康づくりや健康管理ができるよう、ライフステージに応じた取り組みを推進するとともに、健康福祉課内の関係所轄と情報共有し途切れのない継続的な支援に取り組めます。

基本目標3

障がいや疾病等で支援が必要な  
子どもに対する福祉と教育の充実

### (1) 療育・保育・教育における支援体制の充実

・障がいの早期発見と早期治療や療育の推進として、乳幼児健診や幼稚園・保育園における行動観察、また、学校での健康診断等を通じて、発達のつまずきや障がいを早期に発見し、適切な指導や支援、療育につなげられるよう、教育委員会や子育て支援室等、保健・医療・福祉・教育が連携した取り組みを促進し、障がい児と保護者、両者のケアを充実させます。  
・乳幼児期から学齢期にかけての一貫した発達支援に加え、卒業後の継続した支援への途切れなくつなげていけるよう、ライフステージを通じた支援の仕組みづくりを推進します。

### (2) 学校教育の充実

・障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、学校におけるインクルーシブ教育や障がいや障がいのある方について福祉学習等、豊かな人間性を育む教育を推進し、「こころのバリアフリー」による相互理解の促進を図ります。

基本目標4

一人ひとりが輝くこころ豊かな暮らしづくり

### (1) 総合的な就労支援

・障がいのある方への総合的な就労支援として、就労のための紹介・相談体制の充実を図るとともに、就業体験や訓練の機会を創出し、就労へのスムーズな移行を促進します。また、各機関と連携しながら、障がいのある方の要望と企業のニーズをマッチングさせるための取り組みを進めます。さらに、企業や公的機関における仕事の創出を促進することで、働く場の充実を図ります。

### (2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

・日中活動や自立、就労に向けた訓練等ができる場が設けられるよう事業所に働きかけるとともに、就労希望者と雇用や作業委託ができる事業所とのマッチングを図るために事業所や庁内で連携し、情報共有に努めます。  
・各事業所のオリジナル商品の開発を支援する等、工賃アップを図ります。また、各地域団体と連携し、商品販売ルートの確保や事業PRを行うよう働きかけます。

### (3) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興

・平成30年に施行された「障害者文化芸術推進法」を受けて、障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会を拡大するとともに、スポーツ大会等への参加を促進し、障がいのある人の余暇活動の充実を図ります。

基本目標5

安全・安心な環境づくり

### (1) 生活環境の整備と充実

・三重県「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいのある方のニーズを踏まえ、新設する施設はユニバーサルデザインに基づいた整備を進めるとともに、既存の施設についてはバリアフリー化を考慮した計画的な改善を推進します。

### (2) 防災や防犯等、安全・安心への取り組み

・だれもが災害時に安全に避難できるよう、適切な避難支援や安否確認ができる体制整備を推進するとともに、避難訓練等の機会を通じ、防災意識の向上を図ります。  
・避難所において、障がいのある方がその特性に応じた支援を受けられるよう避難所の整備体制の拡充を推進し、各事業所の実状に応じて避難できる体制づくりをサポートします。  
・障がいのある方を犯罪や消費者トラブルから守ることができるよう、予防のための情報提供や啓発、学習を充実させます。

基本目標6  
情報提供の仕組みづくり  
相談体制

### (1) 相談体制の充実

・障がいのある方が自らサービスを選択し、必要とするサービスが利用できるように、当事者の生活の身近な場所における相談支援体制の充実を図ります。

### (2) 情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の向上

・聴覚障がいや視覚障がい等により、意思疎通が困難な方の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者の設置や手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音訳等を行うとともに、市からの情報発信方法に工夫を凝らし、障がいの特性に合わせた情報提供の充実を行います。

基本目標7  
ビスにおける配慮の推進

### (1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

・窓口等における障がいのある方への適切な対応を図るため、県障害者支援センター等が開催する専門研修等に参加するなど、障がいのある方への配慮について学ぶ機会を設け、理解を促進します。  
・行政情報の提供方法については、広報誌やホームページ、チラシ等の活用をはじめ、ガイドブックの配布等を通じて情報提供体制の充実を図ります。